

会員ニュース

2016. 9 (新-66号)
日本電気管理技術者協会
事務局 編集

いや～あ、雨ばかりの9月でございました。台風が行ってしまえばさわやかな秋が帰って来ることでしょう。

皆様におかれましては、これより十分に体調を整えられまして秋の味覚などご堪能くださいませ。

秋の長雨でカビが生えてきそうな事務局より「会員ニュース66号」をお届けします。



(2016年9月豊島区长崎六丁目、街角で稔る稲穂)

1. 9月 1日、経産省のHPに、「電力自由化が」始まって5か月になります」が掲載されました。

本年4月1日に電力小売りの全面自由化が始まり、新たな事業者からの電気の供給が行われるようになり、5か月になります。国民生活センター及び各地の消費生活センター並びに電力・ガス取引監視等委員会には、消費者の皆様からの相談が引き続き寄せられています。

そこで、寄せられている相談事例をを紹介するとともに、消費者の皆様へのアドバイスを提供します。

とのことです。

詳細は、添付資料「電力自由化開始5か月」と「トラブル速報No.7」をご参照ください。

2. 9月5日、電力安全課のHPに、「電気事故速報値を更新しました」が掲載されました。

恒例の「事故速報値」の発表です。8月は死亡事故こそ0件でしたが、負傷事故1件と停電波及事故が20件発生しています。皆様、お気をつけて「ご安全に！」業務を遂行ください。

詳細は、添付資料「電気事故速報値（平成28年8月31日時点）」をご参照ください。

3. 9月13日、同じく、「『省エネルギー技術戦略2016』を策定しました」が掲載されました。

資源エネルギー庁は、省エネルギー技術の研究開発及び普及を効果的に推進するため、省エネルギーに大きく貢献する重要分野を特定した「省エネルギー技術戦略2016」を国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）とともに策定しました。
とのことです。

詳細は、添付資料「省エネルギー技術戦略2016策定」と「同概要」をご参照ください。

4. 9月20日、同じく「第1回電力システム改革貫徹のための政策小委員会を開催します」が掲載されました。

経済産業省は、電力システム改革の貫徹のため政策を総合的かつ一体的に検討する場として、新たな有識者会議である「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」を設置し、検討を行います。
とのことです。

詳細は、添付資料「電力システム改革貫徹のための政策小委員会開催」をご参照ください。

5. 9月23日、同じく「『電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案』が閣議決定されました」が掲載されました。

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）の一部（賦課金減免制度関係）が10月1日に施工されることに伴い、減免の割合及びその対象となる事業の種類等を定める政令案が、本日閣議決定されました。
とのことです。

詳細は、添付資料「再エネ調達特別措置法一部改正政令案閣議決定」をご参照ください。

6. 東京電力パワーグリッド(株)のHPの「開閉器操作のお申込み」ページに「お客さま設備の点検に伴う当社作業の費用ご負担について」が掲載されています。

お客さま設備の点検等に伴い、当社高圧引込線の停電をご要望される場合は、平成28年10月1日以降のお申込みより有償とさせていただきますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。とのことです。（この情報は、岡本副会長よりお知らせいただきました）

なお、HPの内容は転載禁止のため、以下HPより入手いただくか事務局にお問合せください。

<http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/procedures/switch/index-j.html>

平成 28 年 9 月 1 日



電力自由化が始まって 5 か月になります

～正確な情報を収集し、契約内容をよく理解しましょう！
便乗した勧誘にも気をつけましょう～

本年 4 月 1 日に電力小売の全面自由化が始まり、新たな事業者からの電気の供給が行われるようになり、5 か月になります。国民生活センター及び各地の消費生活センター並びに電力・ガス取引監視等委員会には、消費者の皆様からの相談が引き続き寄せられています。そこで、寄せられている相談事例を紹介するとともに、消費者の皆様へのアドバイスを提供します。

自由化に関する消費者からの相談事例について

本年 4 月 1 日より電力小売の全面自由化が始まり、5 か月になりましたが、国民生活センター及び各地の消費生活センター並びに本委員会には、消費者の皆様からの相談が引き続き寄せられています。そこで、寄せられている相談事例を紹介するとともに、消費者の皆様へのアドバイスを提供します。

○紹介事例

- ・事例 1:メーター交換の際、電気温水器の販売を受けた事例
- ・事例 2:契約中の電力会社ではない会社から契約内容の質問を受けた事例
- ・事例 3:新料金プランに変更してから電気料金の請求がない事例

事例の詳細内容、そしてアドバイスに関しては別添を参照下さい。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会 事務局

取引監視課長 佐合

担当者:島田(しまだ)、笹本(ささもと)

電話:03-3501-1512(内線 4381~4)

03-3501-1552(直通)

03-3501-1568(FAX)



報道発表資料

電力自由化をめぐるトラブル速報！ No. 7

平成28年9月1日

独立行政法人国民生活センター
経済産業省電力・ガス取引監視等委員会

電力自由化が始まって5か月になります

- 正確な情報を収集し、契約内容をよく理解しましょう！ 便乗した勧誘にも気をつけましょう -

本年4月1日に電力小売の全面自由化が始まり、新たな事業者からの電気の供給が行われるようになり、5か月になります。

国民生活センター及び各地の消費生活センター並びに経済産業省電力・ガス取引監視等委員会には、消費者の皆様からの相談が引き続き寄せられています。

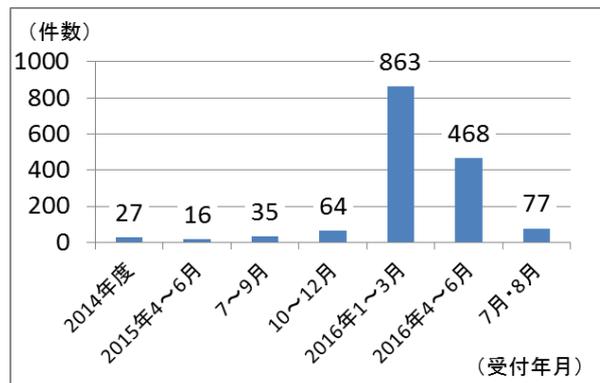
そこで、寄せられている相談事例を紹介するとともに、消費者の皆様へのアドバイスを提供します。

1. 相談件数

(1) 国民生活センター及び消費生活センターへの相談状況

PIO-NET¹によると、電力小売自由化に関する相談件数は、図1のとおり、各事業者の営業活動が本格化した1月以降、1,408件の相談が寄せられています。

図1. 電力小売自由化に関する相談件数の推移

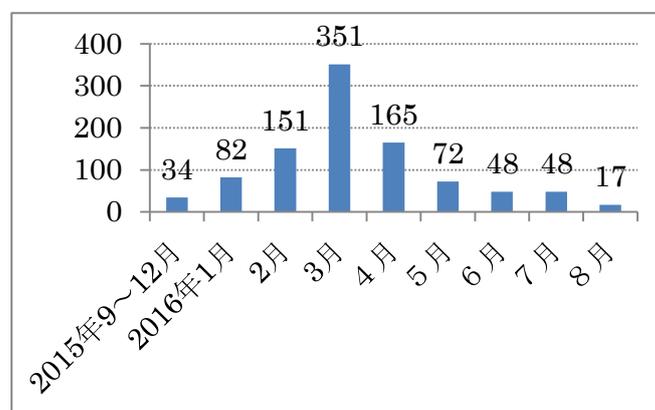


¹ PIO-NET (パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム) とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。本資料の相談件数は、2016年8月11日までに登録されたデータである。

(2) 経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口への相談状況

電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口には、図2のとおり、各事業者の営業活動が本格化した1月以降、934件(8月11日現在)の相談が寄せられています。

図2. 電力小売自由化に関する相談件数の推移



2. 相談事例

(1) 国民生活センター及び消費生活センターへの相談事例

【事例1：メーター交換の際、電気温水器の販売を受けた事例】

電力小売の全面自由化に伴いメーターの交換が必要と言われ、業者が来訪した。しかし、実際にはメーターの話は少しするだけで、電気温水器の販売の営業を受けた。

【事例2：契約中の電力会社ではない会社から契約内容の質問を受けた事例】

電気代のことで確認したいと電話があり、聞かれるままにお客様番号など、現在の契約内容を答えてしまった。その後で、それが現在契約中の電力会社からの電話ではないことに気がついて心配になった。

(2) 電力・ガス取引監視等委員会事務局への相談事例

【事例3：新料金プランに変更してから電気料金の請求がない事例】

4月に今まで契約していた小売電気事業者の新料金プランに変更したが、4月分から請求書がこない。小売電気事業者に問い合わせても、明確な回答がない。

3. 消費者へのアドバイス

電力の小売全面自由化で新たな機器を購入する必要はありません。電力の小売全面自由化に便乗した太陽光発電システム、電気温水器、蓄電池等の販売営業が現在も行われています。必要性を十分に検討して判断しましょう。

また、上記のような機器の販売に関する契約も、電力会社の新たな料金に関する契約も、訪問販売・電話勧誘販売で申込みをした場合、契約書面を受領した日から起算して8日以内であればクーリング・オフ^(注)ができます。

(注) 契約した後、頭を冷やして(Cooling Off)冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定

期間内（訪問販売・電話勧誘販売については契約書面を受領した日から8日間）であれば無条件で契約を解除することができる特別な制度のこと。

相談事例に関するアドバイスについては以下のとおりです。

(1) 電力会社（一般送配電事業者）では、メーターの検定有効期間満了や、電力の購入先変更（契約切替）の申込みがあった場合などのタイミングで、スマートメーターへの交換を進めていますが、いずれの場合であっても、原則として事前に地域の電力会社（一般送配電事業者）から連絡がくることとなりますので、業者が突然メーター交換に来ることはありません。また、メーター交換の際に営業活動を行うこともありません。架空のメーター交換を口実とした営業活動の可能性がありますので、不審に思われる場合には、地域の電力会社（一般送配電事業者）に問合せをするなどして、慎重に判断されることをお勧めします。

(2) お客様番号や供給地点特定番号など、検針票に記載されている情報は、電気の供給者変更（契約切替）の際の本人確認に利用されることがある情報です。このため、不審な問合せに対しては安易に当該情報について回答しないなど、取扱いには十分注意しましょう。

(3) 電気使用量データは、地域の電力会社（一般送配電事業者）が検針し各小売電気事業者に通知していますが、東京電力パワーグリッド株式会社のシステムの不具合などにより、一部の電気の使用者への電気使用量データの通知が遅れており、小売電気事業者から使用者に請求書が届けられないなどの事態が発生しています（同社HP参照：<http://www.tepco.co.jp/pg/index-j.html>）。状況の詳細については、契約中の小売電気事業者にお問い合わせください。

(4) その他、電気の小売供給契約を締結するに当たり、不審なことなどがあれば、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口（03-3501-5725）または最寄りの消費生活センターに相談しましょう※。

※消費者ホットライン：局番なしの^{い や や}188

お住まいの地域の市区町村や都道府県の消費生活センター等窓口をご案内します。

4. 情報提供先

消費者庁消費者政策課	（法人番号 5000012010024）
消費者庁消費者調査課	（法人番号 5000012010024）
消費者庁取引対策課	（法人番号 5000012010024）
内閣府消費者委員会事務局	（法人番号 2000012010019）

平成 28 年 9 月 16 日

資源エネルギー庁

「省エネルギー技術戦略 2016」を策定しました

資源エネルギー庁は、省エネルギー技術の研究開発及び普及を効果的に推進するため、省エネルギーに大きく貢献する重要分野を特定した「省エネルギー技術戦略 2016」を国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)とともに策定しました。

1.概要

「省エネルギー技術戦略 2016」は、「徹底した省エネルギー社会の実現」に向けて、効果的に研究開発やその成果の普及を図るため、重点的に取り組むべき技術を特定するとともに、導入に向けたシナリオ等を取りまとめたものです。

「省エネルギー技術戦略 2011」等をベースに、エネルギー基本計画等の政府の方針を踏まえ、有識者の検討等を経て、経済産業省と NEDO が協同で策定しました。

2.今回改定の主なポイント

HEMS や BEMS などのエネルギーマネジメントシステムについて、IoT などの新たな関連技術の動向を踏まえ、より広い概念となるよう見直しを行いました。

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー課長 吉田

担当者: 宮野、星野

電話:03-3501-1511(内線 4541~4)

03-3501-9726(直通)

03-3501-8396(FAX)

関東東北産業保安監督部管内自家用電気工作物電気事故速報値

平成28年8月31日時点

平成27年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	感電・アーク等負傷	0 (0)	3 (3)	1 (1)	3 (3)	3 (3)	0 (0)	2 (2)	4 (4)	0 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	19 (19)
電気火災		0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
停電波及		6	10	8	18	16	12	6	9	7	11	5	9	117
主要電気工作物破損等		2	2	0	2	0	2	1	2	3	4	1	2	21
件数		8	15	9	23	19	15	9	16	10	17	7	11	159

平成28年度

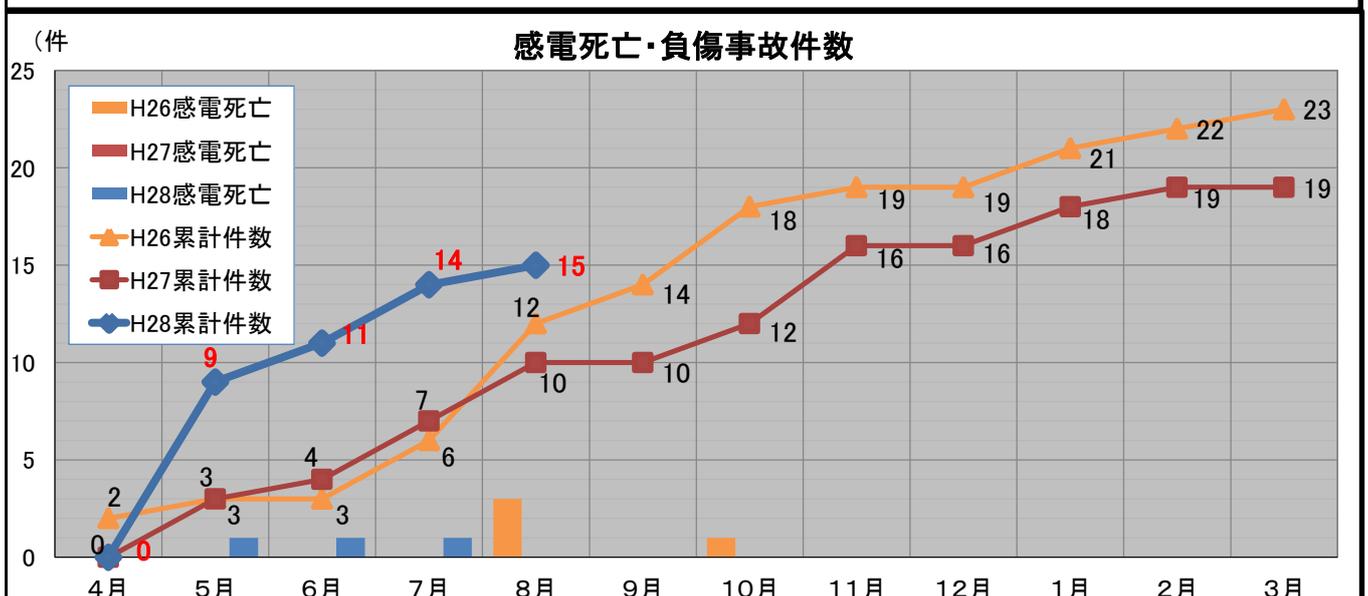
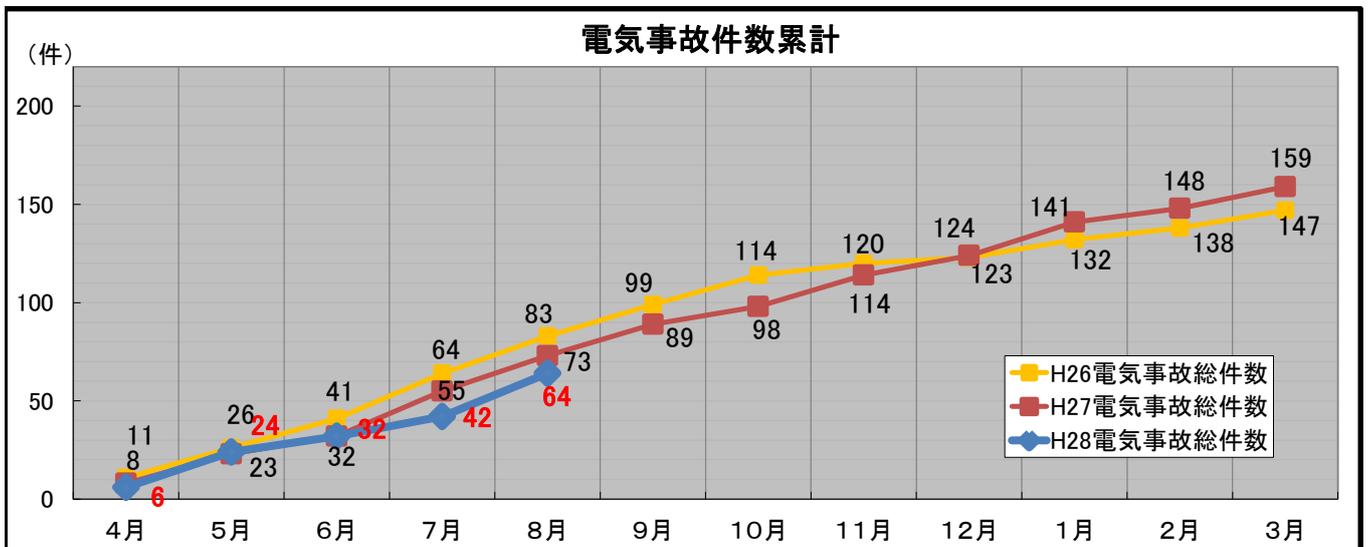
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人身	感電死亡	0 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)								3 (3)
	感電・アーク等負傷	0 (0)	8 (8)	1 (1)	2 (2)	1 (3)								12 (14)
電気火災		0	0	0	0	0								0
停電波及		4	8	6	7	20								45
主要電気工作物破損等		2	1	0	0	1								4
発電支障		0	0	0	0	0								0
件数		6	18	8	10	22								64

※1 1つの事故で複数の項目に該当する場合は、各項目にカウントしていますが、総合計では反映していません。

※2 発電所における事故件数も含まれます。

※3 人身の()は被害者数を表しています。

※4 本値は事故速報時点であるため、確定値ではありません。



省エネルギー技術戦略2016の概要

戦略策定の趣旨

- 「多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造の構築」、「徹底した省エネルギー社会の実現」等に資する省エネルギー技術の開発と、それらの技術の着実な導入普及及び国際展開を推進し、世界最高水準の省エネルギー国家の実現と経済成長を目指すための指針。
- 広範・多岐に渡る省エネルギー技術は、重点化が必要であり、真に省エネルギーの推進に貢献する重要分野を特定。

省エネルギー技術戦略2016の主なポイント

- (1) 重点的に取り組むべき重要技術を選定
2030年に大きな効果を発揮する個別技術、技術の組み合わせ等により大きな効果が見込まれる技術、長期的視点から大きな効果が期待される技術。
- (2) 重要技術の見直し
2014年7月に改定した重要技術14分野のうち、部門横断の「次世代エネルギーマネジメントシステム」について、「革新的なエネルギーマネジメント技術」に変更。具体的には、IoTなどの新たな関連技術の動向を踏まえ、より広い概念となるように配慮。
- (3) 実用化に至った新たな省エネルギー技術の普及の円滑化についても改めて言及。

エネルギー供給から需要まで

重要技術

エネルギー転換・供給部門

- ・ 高効率火力発電・次世代送配電技術
- ・ コージェネ・熱利用システム

- ・ 製造プロセス省エネ化技術
- ・ 省エネ化システム・加工技術
- ・ 省エネプロダクト加速化技術

産業

- ・ ZEB・ZEH
- ・ 省エネ型情報機器・システム
- ・ 快適・省エネヒューマンファクター

家庭・業務

- ・ 次世代自動車等
- ・ ITS等
- ・ スマート物流システム

運輸

- ・ 革新的なエネルギーマネジメント技術
- ・ パワーエレクトロニクス
- ・ 次世代型ヒートポンプシステム

部門横断

今後の展開

○提案公募事業である「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」においては、重要技術14分野を中心に採択テーマのスクリーニングを実施し、限られた予算を重点化。

省エネルギー技術戦略2016の重要技術

(主要関連技術を含む)

部門	重要技術	主要関連技術
エネルギー 転換・供給 部門	高効率火力発電・次世代送配電	高効率火力発電、ディマンドレスポンス、再生可能エネルギー協調制御、超電導、次世代送配電機器
	コージェネ・熱利用システム	次世代地域熱ネットワーク、コージェネレーション、蓄熱システム、燃料電池

部門	重要技術	主要関連技術	部門	重要技術	主要関連技術	部門	重要技術	主要関連技術
産業	製造プロセス省エネ化技術	省エネ型部素材製造プロセス	ZEB・ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル/ハウス)	外皮性能・建材	設計・制御・運用	運輸	次世代自動車等	先進的内燃機関性能向上技術、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、商用車・重量車の次世代自動車化等技術
		革新的製鉄プロセス		高断熱・高遮熱・高気密技術、パッシブ技術	システム統合化			
		産業用ヒートポンプ		冷暖房空調	高効率空調技術			
省エネ化システム・加工技術	コージェネ・熱利用技術	産業間エネルギーネットワーク	換気	給湯	高効率給湯技術	ITS等	省エネ走行支援技術(自動運転・隊列走行、無人走行等)、TDM(交通需要マネジメント技術)、交通制御・管理技術、交通情報提供・管理情報技術	
		生産加工プロセス	照明	高効率照明技術				
		コージェネ・熱利用技術	昇降機	エネルギーマネジメント	革新的なエネルギーマネジメント技術			
省エネプロダクト加速化技術	セラミクス製造技術、炭素繊維・複合材料製造技術	省エネ型情報機器・待機時消費電力削減技術	省エネ型次世代ネットワーク通信	高効率ディスプレイ	センシング技術、制御技術、快適性・省エネを両立する新たな機器・システム	スマート物流システム	貨物・輸送・物流結節点等の情報のマッチング技術、荷物のトレーサビリティ技術、環境パフォーマンス測定技術	

部門	重要技術	主要関連技術
部門横断	革新的なエネルギーマネジメント技術	xEMS (HEMS, BEMS, FEMS, GEMS)、IoT (モノインターネット)、統合制御技術
	次世代型ヒートポンプシステム	家庭・業務用建物・工場空調用、給湯用ヒートポンプ (HP)、産業用HP、冷凍倉庫等用HP、カーエアコン用HP、システム化・冷媒開発等共通技術
	パワーエレクトロニクス	ワイドギャップ半導体、電力変換器 (高効率インバータ等)

平成 28 年 9 月 20 日

資源エネルギー庁

第1回電力システム改革貫徹のための政策小委員会を開催します

経済産業省は、電力システム改革の貫徹のための政策を総合的かつ一体的に検討する場として、新たな有識者会議である「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」を設置し、検討を行います。

1. 設置の趣旨

昨年 4 月に広域的な電力運用の司令塔となる電力広域的運営推進機関が設立され、本年 4 月に電力小売が全面自由化されるなど、電力システム改革は着実に進展しつつあります。こうした中で、平成 32 年に予定されている発送電の分離に向けて、電力システム改革の歩みを確固たるものとし、改革の果実が確実に消費者に還元されるためには、公正な競争の実現等に向けた更なる制度環境整備が必要となります。

このため、これらの政策を総合的かつ一体的に検討する場として、「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」を総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の下に設置します。

2. 第1回電力システム改革貫徹のための政策小委員会の概要

- 日時:平成 28 年 9 月 27 日(火)10:00~12:00
- 場所:経済産業省本館地下2階講堂
- 議事:電力システム改革の現状と今後の課題について

傍聴登録は、以下のURLより可能です(23 日 13:00 締切)。

<https://www.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee>

委員名簿については、別紙をご覧ください。

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課

電力市場整備室長 小川

担当者: 筑紫、若山、石丸

電話:03-3501-1511(代表)

平成 28 年 9 月 23 日

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置 法施行令の一部を改正する政令案」が閣議決定されました

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)の一部(賦課金減免制度関係)が 10 月 1 日に施行されることに伴い、減免の割合及びその対象となる事業の種類等を定める政令案が、本日閣議決定されました。

1. 固定価格買取制度における賦課金減免制度の概要

固定価格買取制度においては、再生可能エネルギー電気の買い取りに要する費用を、需要家から電気料金と合わせて「賦課金」という形で回収し、電力会社に交付する仕組みとなっております。この賦課金については、電力多消費事業の負担軽減等の観点から、従来より、政令等で定める一定の要件を満たす事業者についてこれを減免する制度を設けてきました。

この減免の割合については、法律で定められた範囲において政令で定めることになっており、これまでは法律上 8 割以上と範囲を規定した上で、政令で一律 8 割としていました。今般、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い賦課金の増加が見込まれる中、制度を持続的に運用する観点から、法改正により国際競争力維持・強化の制度趣旨・電力多消費事業の省エネの取組状況等に応じて 8 割以下の範囲で減免率を政令で規定することを可能としました。

2. 改正の概要

今回の政令改正では、改正法における賦課金減免制度の見直しに係る部分(平成 28 年 10 月 1 日施行)の適切な実施のため、国際競争力維持・強化等の観点から、①製造業等(農業等含む)と製造業等以外の事業で減免率を分ける(製造業等 8 割、製造業等以外 4 割)とともに、②事業者の省エネの取組が不十分な場合は減免率を引下げることとしております。

3. 今後の予定

公布 9 月 28 日(水)

施行 10 月 1 日(土)

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁新エネルギー課長 松山

担当者: 呉村、山瀬、中村、高田

電話: 03-3501-1511(内線 4551~6)

03-3501-4031(直通)

03-3501-1365(FAX)